
日立新庁舎建設基本計画

(概要版)

平成 24 年 9 月

【 はじめに 】

本計画は、今年2月に公表した「新庁舎整備基本方針」をベースとして、日立市の新庁舎建設に対する具体的な考え方や、設計に際しての基礎的な諸条件を整理したものであり、この計画策定に当たっては、市民懇話会や市議会などから出された多くの意見や提案などを尊重して取りまとめています。

これから実施する設計提案競技においては、本計画の内容を十分に踏まえつつ、シンプルでありながらも、充実した機能と風格を備えた、いわゆる「質実剛健」型の市民に親しまれる庁舎が提案されることを期待しています。

今後も引き続き、新庁舎建設事業に対する市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成24年9月

日立市長 吉成 明

【 目 次 】

I	新庁舎建設基本計画の策定に当たって	1
II	新庁舎建設の基本的な考え方	1
III	新庁舎の規模	2
IV	敷地条件の整理	2
V	建物の配置及び動線の考え方	5
VI	敷地利用パターンの比較検討	8
VII	新庁舎が備えるべき具体的機能	11
VIII	施設の階層構成イメージ	16
IX	事業計画	17

I

新庁舎建設基本計画の策定に当たって

東日本大震災では、これまでに経験したことのない巨大地震と津波により、多数の公共施設が被災しました。

市役所庁舎についても、震災により大きな被害を受けたため、仮設の臨時庁舎に窓口機能の大半を移転するなど、応急的な対応が続いています。

このような中で、昨年9月に公表された「日立市震災復興計画」において、新庁舎の建設が位置付けられたことを受け、今年2月には「日立市新庁舎整備基本方針」を策定し、新庁舎の建設指針となる基本的な考え方を整理しました。

そこで、これから具体的な新庁舎の建設事業を進めるに当たり、新庁舎に必要とされる規模や機能、建物の空間構成、敷地の利用計画等に関する考え方を明らかにするため、市民・議会からの意見や、庁内における実態調査の結果等を反映させた「日立市新庁舎建設基本計画」を策定するものです。

II

新庁舎建設の基本的な考え方

1 防災拠点機能の充実を目指した庁舎

○市民の安全・安心な暮らしを支える拠点施設として、高度な耐震性や防火性のほか、ライフラインのバックアップ機能等を備えた自立性のある建物とします。

2 市民サービスの向上を目指した庁舎

○市民サービス機能をできる限り集約させ、利便性の向上を図るとともに、ユニバーサルデザインを導入し、全ての人が利用しやすい、効率的で温かみのある庁舎とします。

3 行政機能・議会機能の強化を目指した庁舎

○事務効率の向上に配慮した、機能的でフレキシブルな執務空間とするとともに、円滑な議会運営に適した設備・機器の導入などにより、行政及び議会機能の強化を図ります。

4 環境にやさしく、高い経済性を目指した庁舎

○自然エネルギーの活用や省エネ機器の導入を積極的に行うとともに、ランニングコストの低減や施設の長寿命化に配慮した構造・設備を採用します。

5 市民が利用しやすい庁舎

○市民が気軽に利用できる、明るく開放的な施設とするとともに、周辺景観に調和したデザインとすることで、まちの拠点施設として、地域の活性化に寄与できる庁舎とします。

Ⅲ

新庁舎の規模

1 庁舎延床面積 : 約 28,000㎡ (地下部 約 4,000㎡を含む)

2 駐車場台数 : 約 540台

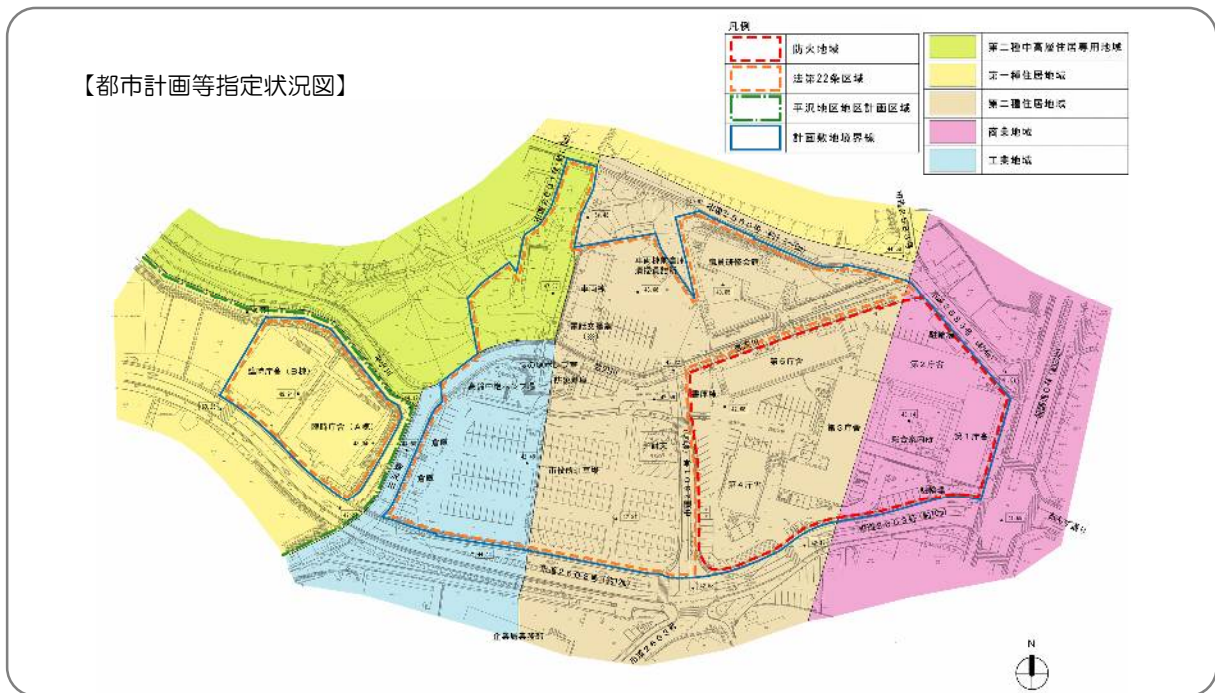
3 駐輪場台数 : 約 70台

Ⅳ

敷地条件の整理

《 都市計画等の指定状況 》

○新庁舎の建設敷地は、市街化区域にあり、下図に示す用途地域が指定されています。

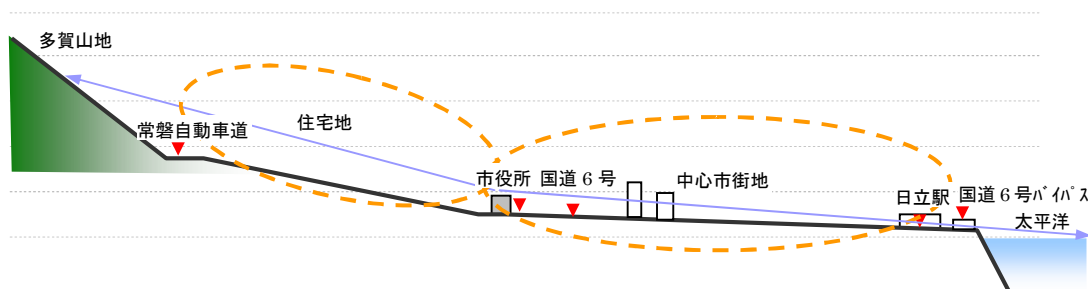


所在地	助川町1丁目1番2外				
敷地面積	22,205㎡ (臨時庁舎敷地 2,685㎡除く)				
用途地域	用途地域	容積率	建ぺい率	面積	割合
	第二種中高層住居専用地域	200%	60%	18,929㎡	85.2%
	第二種住居地域	200%	60%		
	工業地域	200%	60%		
商業地域	400%	80%	3,276㎡	14.8%	
面積按分建ぺい・容積率		229%	62%	22,205㎡	100.0%

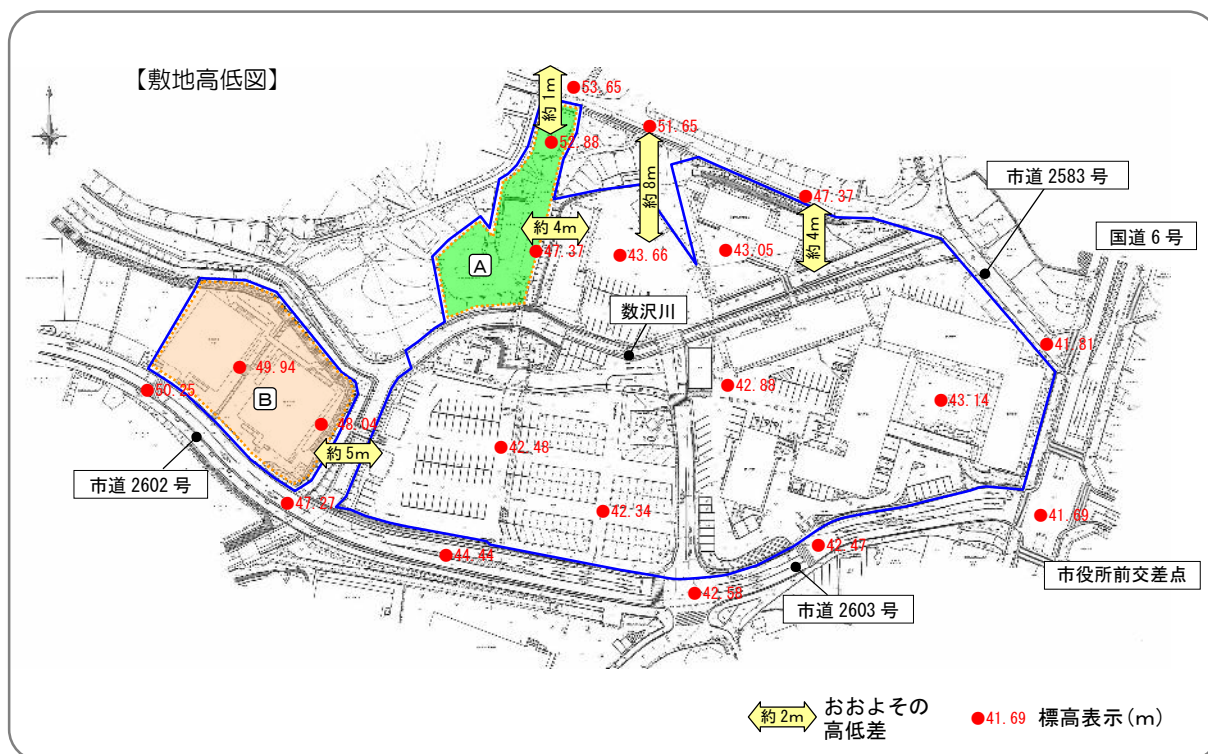
◀ 地形・景観 ▶

- 敷地は、南東から北西にかけて緩やかに高くなっています。
- 敷地高低図のAの一部は、標高 42~43m程度に切り下げし、現庁舎及び駐車場敷地と一体的に使うことが有効であると考えられますが、敷地Bは、一体的な土地利用は困難な状況です。

【東西方向イメージ断面図】



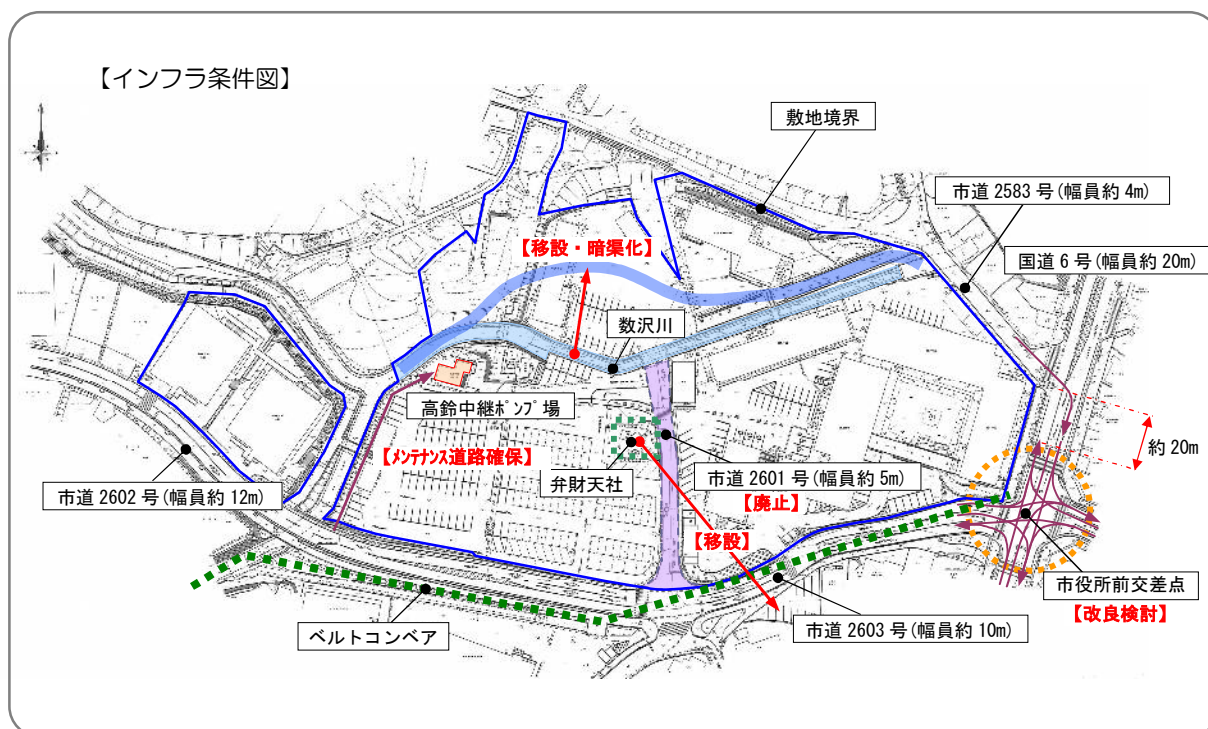
【敷地高低図】



◀ 地盤・地質 ▶

- ボーリング調査の結果、深さ 10~20mにおいて細砂層、15mより深い部分で砂岩層が確認されており、これらの層を支持地盤とすることが想定されます。
- 一般的に、液状化の判定が必要とされる沖積砂質土層は堆積しておらず、洪積砂質土層（シルト質細砂、シルト湿り細砂など）も比較的N値は高いため、液状化の判定は必要がないと考えられます。

《 インフラ条件 》



国道 6 号市役所前交差点の改良

- 国道 6 号市役所前交差点は、変形四差路となっています。また、国道 6 号北側から市役所方面への右折レーンが短く、新庁舎駐車場への右折車両を十分にさばききれない可能性があります。
- 今後、バスの敷地内乗り入れも見据えながら、スムーズな自動車交通が行えるように改良することも検討する必要があります。

市道 2601 号の廃止

- 現庁舎敷地と駐車場用地の間には、幅員約 5m の市道 2601 号があります。本計画では、この市道を廃止して敷地を一体化することにより、有効な配置計画が行えるようにします。

数沢川の移設

- 現在、庁舎敷地を東西に横切るように数沢川が流れています。この河川は敷地を分断しており、有効な土地利用を妨げることから、ボックスカルバート（地下埋設）方式により北側に迂回させることで、一体的な土地利用を可能とします。

弁財天社の移設

- 新庁舎の建設予定地にある弁財天社については、計画敷地外に移設するものとします。

高鈴中継ポンプ場（下水道）へのメンテナンス道路確保

- 高鈴中継ポンプ場は、新庁舎建設後も引き続き利用されるため、メンテナンス用の道路を確保する必要があります。

《 建物配置の考え方 》

○計画敷地内には、「新庁舎の完成後も利用する建物」や、建設期間中も行政事務を継続させるため「新庁舎の完成後に解体する建物」などが存在していることから、新庁舎の建設可能な範囲は限られてきます。

①新庁舎の完成後も利用する建物

職員研修会館、高鈴中継ポンプ場

②新庁舎の完成後に解体する建物

第1～5庁舎、臨時庁舎A・B棟、車両棟前倉庫・清掃員詰所、車両棟（※ただし、設計提案競技の提案内容によっては、建設前に解体することも可能）

○また、北側への日影を配慮すると、敷地の北側に高い建物を配置することは難しい状況です。

【建物配置方針図】



《 歩行者動線の考え方 》

○歩行者の動線は、主に次の4つの動線を想定することができます。

A メインアプローチ

国道6号に面した「エントランス広場」からのシymbol的なアプローチ

B 交通広場からの動線

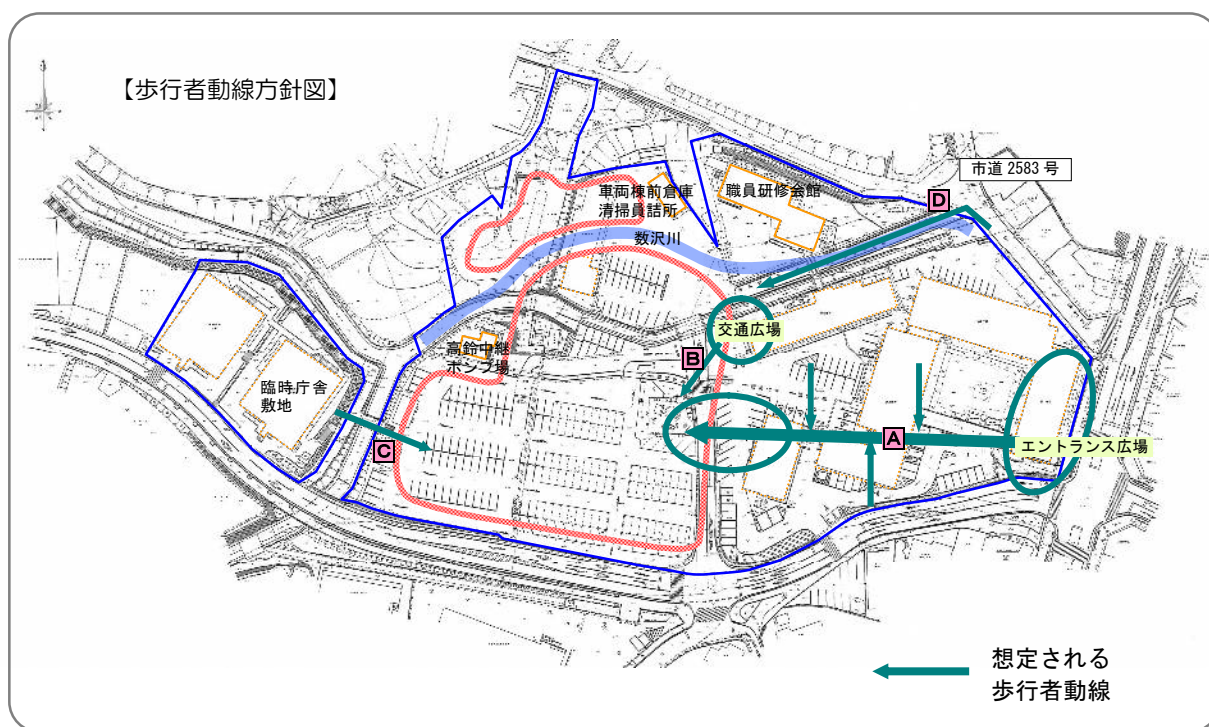
交通広場（バス停留所やタクシー乗り場等）からのアクセス【屋根設置等に配慮する】

C 臨時庁舎敷地からの動線

臨時庁舎敷地からのアクセス【敷地の高低差（約5m）について接続方法を検討する】

D 敷地北側からの動線

敷地北側の市道2583号からのアクセス



《 駐車場配置及び自動車動線の考え方 》

○新庁舎には、全体で約540台分の駐車場を確保する必要があります。

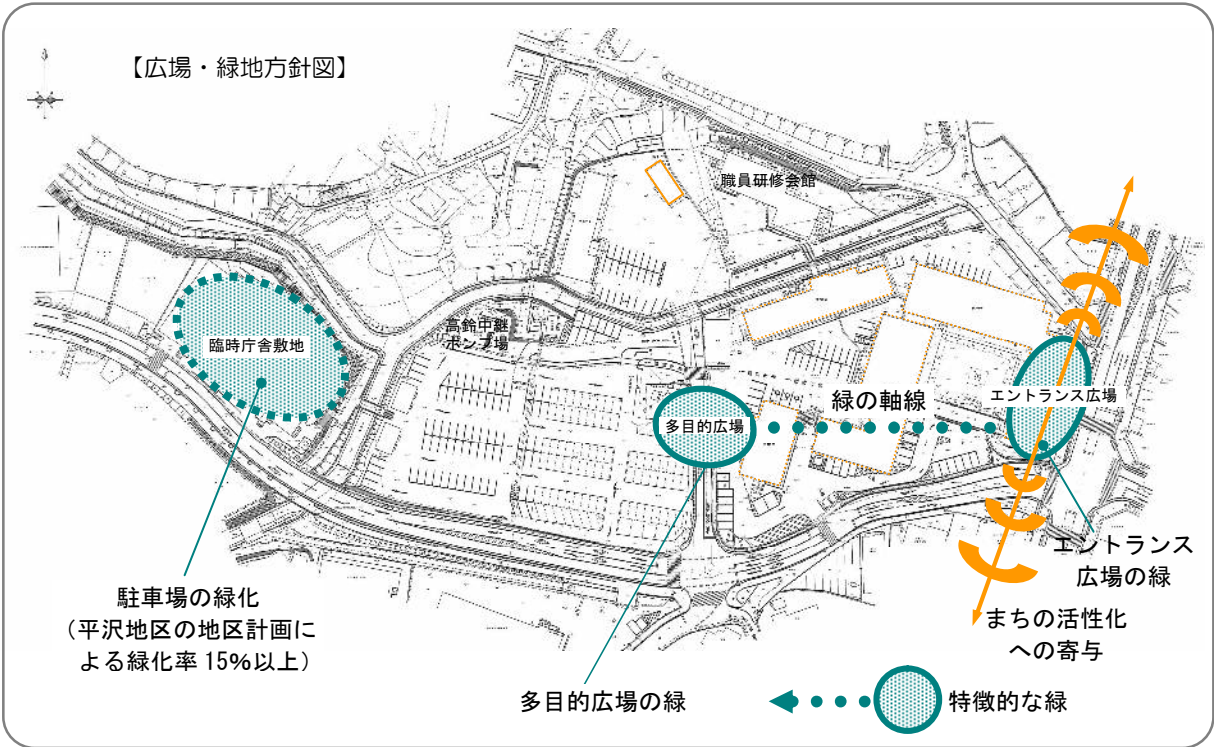
○方針図の4つのブロック（庁舎の地下駐車場を含む）で約410台分の駐車場を確保し、不足分は、計画敷地外に公用車用駐車場を別に確保することとします。

○なお、各駐車場へのアプローチは、国道6号からは直接行わないものとします。



◀ 敷地内広場・緑地の考え方 ▶

- 敷地の大部分は、主に駐車場として利用されることとなりますが、イベント等も開催可能な広場や緑地を整備することで、敷地内にうろおいのある空間を演出することも必要です。
- また、国道沿いのエントランス広場については、まちの活性化への寄与という観点から、飲食・商業施設等の誘致も視野に入れながら、効果的な敷地の活用を検討します。



VI

敷地利用パターンの比較検討

○建物の配置及び動線の考え方を基に、複数の敷地利用パターンを想定し、これらのメリット・デメリットについて検討します。

≪ A案：8階建 – 整形な建物を、建築面積を抑えて配置した場合 ≫																																												
敷地利用イメージ	<p>敷地利用イメージ</p>																																											
建物構成 (本庁舎)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>(南立面)</th> <th>(東立面)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8F</td> <td>3,500 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7F</td> <td>3,500 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6F</td> <td>3,500 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5F</td> <td>3,500 m²</td> <td rowspan="2">高さ 32m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4F</td> <td>3,500 m²</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3F</td> <td>3,500 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2F</td> <td>3,500 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1F</td> <td>3,500 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B1F</td> <td>3,500 m²</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">(最大延床面積 31,500 m²)</td> <td>← 50m →</td> <td>← 70m →</td> </tr> </tbody> </table>			(南立面)	(東立面)	8F	3,500 m ²			7F	3,500 m ²			6F	3,500 m ²			5F	3,500 m ²	高さ 32m		4F	3,500 m ²		3F	3,500 m ²			2F	3,500 m ²			1F	3,500 m ²			B1F	3,500 m ²			(最大延床面積 31,500 m²)		← 50m →	← 70m →
			(南立面)	(東立面)																																								
8F	3,500 m ²																																											
7F	3,500 m ²																																											
6F	3,500 m ²																																											
5F	3,500 m ²	高さ 32m																																										
4F	3,500 m ²																																											
3F	3,500 m ²																																											
2F	3,500 m ²																																											
1F	3,500 m ²																																											
B1F	3,500 m ²																																											
(最大延床面積 31,500 m²)		← 50m →	← 70m →																																									
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ○建物が整形であるため、内部のレイアウト配置が行いやすい。 ○建物の延床面積にゆとりが生じるため、プランの変化がつけやすい。 ○建物の建築面積が少ないため、敷地内の広場等の面積を広く確保することができる。 ○建設時に、旧車両棟（電話交換機室）を継続利用できるため、多額の費用を要する庁内ネットワークケーブルや電話回線の仮移設作業が不要である。 																																											
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ○南側市道に面して 8 階建ての建物が建つことから、周囲にやや圧迫感を与える。 ○災害時等にエレベーターが長期間停止した場合、建物の利用に若干の支障が生じる。 																																											

《 B案：6階建 — 整形な建物を、高さを抑えて配置した場合 》

敷地利用
イメージ



建物構成
(本庁舎)

		(南立面)	(東立面)
6F	4,000 m ²	↑ 高さ 24m ↓	← 50m →
5F	4,000 m ²		
4F	4,000 m ²		
3F	4,000 m ²		
2F	4,000 m ²		
1F	4,000 m ²		
B1F	4,000 m ²		← 80m →
(最大延床面積 28,000 m²)			

メリット

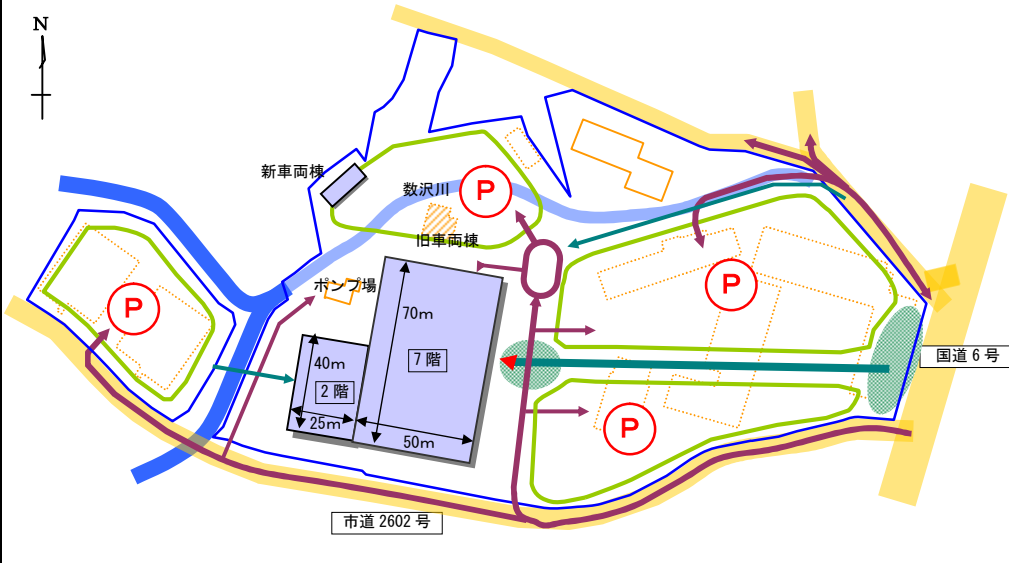
- 建物が整形であるため、内部のレイアウト配置が行いやすい。
- 建物の高さが低く抑えられるため、周囲に対する圧迫感が少ない。
- 最高階が6階であるため、災害時等にエレベーターが長期間停止した場合でも、対応が比較的行きやすい。

デメリット

- 建物の建築面積を確保するため、建物自体が北側に伸びるので、日影規制の影響を受けやすくなり、実質的に7階以上の建物を建設することは難しい。
- 建物の延床面積にゆとりがなく、プランに変化がつけにくい。
- 建設時に、旧車両棟を継続利用できないため、多額の費用を要する庁内ネットワークケーブル等の仮移設作業が必要となる。
- 建物の建築面積が増加するため、敷地内の広場等の面積を広く確保するためには工夫が必要となる。

≪ **C案：7階建** — 敷地を有効に使い、L字型の建物を配置した場合 ≫

敷地利用
イメージ



建物構成
(本庁舎)

		(南立面)	(東立面)
7F	3,500 m ²		
6F	3,500 m ²		
5F	3,500 m ²	高層棟	
4F	3,500 m ²		
3F	3,500 m ²		
2F	4,500 m ²	低層棟	
1F	4,500 m ²		
B1F	4,500 m ²		
(最大延床面積 31,000 m²)		75m	70m

メリット

- 建物の延床面積にゆとりが生じるため、プランの変化がつけやすい。
- 建設時に、旧車両棟を継続利用できるため、多額の費用を要する庁内ネットワークケーブル等の仮移設作業が不要である。
- 建物が、南側市道に対して階段状の立面となるため、低層棟の屋上部分の活用を図ることができる。

デメリット

- 地震に対して揺れの異なる低層棟と高層棟をつなぐジョイント部分に工夫が必要となる。
- 建物の建築面積が大きく増加するため、敷地内の広場等の面積を広く確保することが難しい。
- 低層棟と高層棟が組み合わせられるため、縦動線（エレベーター等）の配置に制約が生じる。

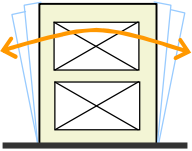
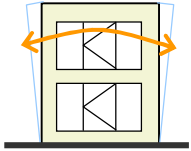
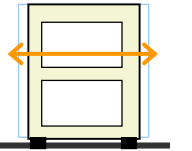
VII

新庁舎が備えるべき具体的機能

(1) 災害に備える防災拠点機能

ア 高水準の耐震性能の確保

- 庁舎は、震災発生直後から災害対策活動の拠点施設として機能する必要があるため、建物や設備の損傷を最小限に抑えることができる「免震構造」を導入します。
- 耐震安全性の目標として国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準」における最高水準の安全性を確保するものとします。

	耐震構造	制震構造	免震構造
イメージ図			
概要	建物の構造自体を堅固にして強度を高め、地震の揺れに耐えるよう建設する工法。	建物の柱に地震の揺れを吸収する装置（ダンパーなど）を設置し、地震エネルギーを伝わりにくくして、建物の揺れを軽減する工法。	地面と建物の間に専用の装置を設置することにより、地震エネルギーを吸収して地震の揺れを建物に伝わりにくくする工法。
特徴	建物の揺れ自体は減少しないため、損傷する場合があるものの、費用は安価である。	建物の揺れを吸収するため、建物の損傷をある程度抑えることが可能。免震構造より効果は少ないが、比較的安価である。	地面と建物が切り離されるため、建物のダメージや揺れも大幅に減少するが、建物コストは割高になる。 (耐震構造の3~7%増)

イ 災害対策本部室の常設設置

- 災害時に、災害対策本部を速やかに設置し、関係機関と連携したスムーズな対策活動や、情報の収集及び発信ができるように、必要な機器類を整備した災害対策本部室を常設します。
- 災害対策本部室に近接して、災害対策室や無線室、仮眠室などを配置し、防災センター機能を整備します。



東日本大震災時の日上市災害対策本部

ウ ライフラインのバックアップ機能整備

- 災害時に、ライフラインが遮断された場合でも、災害対策本部機能が維持できるように、バックアップ機能（自家発電施設の設置、複数の変電所からの電力供給、災害用井戸の設置、トイレ等の雨水利用など）を整備します。
- また、防災備蓄倉庫や、公用車の燃料備蓄タンクを設置し、災害対策活動の長期化にも対応できるようにします。

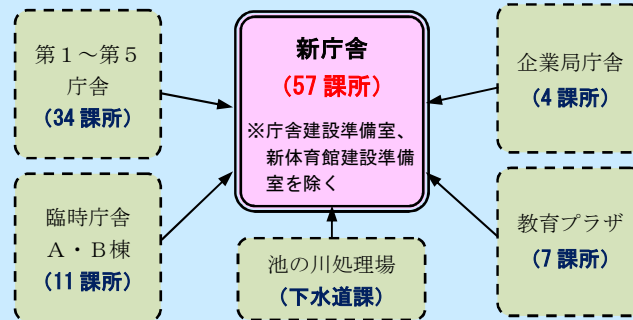


自家発電装置（つくば市）

(2) 便利で使いやすい庁舎機能

ア 庁舎の一体化による利便性・効率性の向上

○来庁者の負担軽減や、事務の効率化に配慮しながら、利用しやすい動線や執務空間の配置を検討し、できる限り一つの建物に収めることで、庁舎の一体化を図ります。



イ 窓口機能の集約配置

○窓口機能は、接地階または低層階に集約配置することで、各種手続における市民の移動距離をできる限り短くし、併せてゆとりある待合スペースを確保することで、利用者の利便性向上を図ります。

○窓口カウンターには、仕切りパネルを設置するほか、個室型の相談スペースを十分に確保することで、個人情報やプライバシーの保護に配慮します。



窓口カウンター (つくば市)

ウ 誰もが理解しやすい案内機能の整備

○多目的ロビー内に総合案内所を設け、高齢者や障害者、外国人等をはじめとして、全ての来庁者が、迷うことなく目的の課所に到達できるようにします。

○総合案内所付近には、庁内の総合案内板や、会議室の案内表示等を設置します。

エ ユニバーサルデザインの導入

○庁舎の正面入口付近及び地下階には、障害者や妊婦等が利用できる「思いやり駐車場」のスペースを確保します。

○市役所の敷地内に、路線バスの乗り入れができるように関係機関と協議を進め、バスの停留所やタクシーの乗降スペースを設けた交通広場を整備します。

○各フロアに多機能トイレを設置します。

○子ども連れの方が安心して市役所を利用できるように、キッズスペースと授乳室を設置します。

○庁舎内は、車いす利用者がスムーズに通行できるように、ゆとりのある通路幅とします。

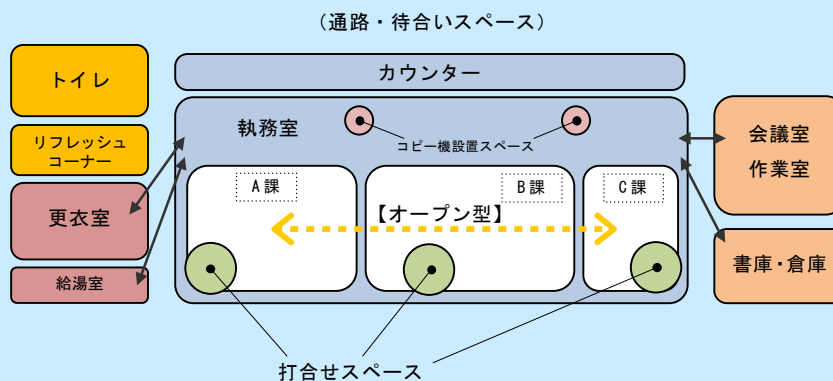


キッズスペース (立川市)

(3) 柔軟で効率的な執務機能

ア 適正な執務空間の整備

- 執務室は、車いす利用職員の円滑な移動を可能とするため、机と机との距離を約 1.8m確保することとし、職員 1 人当たり 6.2 m²の面積を目安とします。
- 執務室のフロア内は、原則としてオープン型とし、機構改革や職員数の変動にもフレキシブルに対応できるようにします。
- 会議室は、これまでの利用実態をもとに、過不足のないように室数や面積を設定します。
- 各フロアには、小会議室や作業室のほか、業務で日常的に使用する書類や物品等を収納するための書庫や倉庫を分散配置し、執務の効率性を高めるよう配慮します。



イ 議会機能の整備

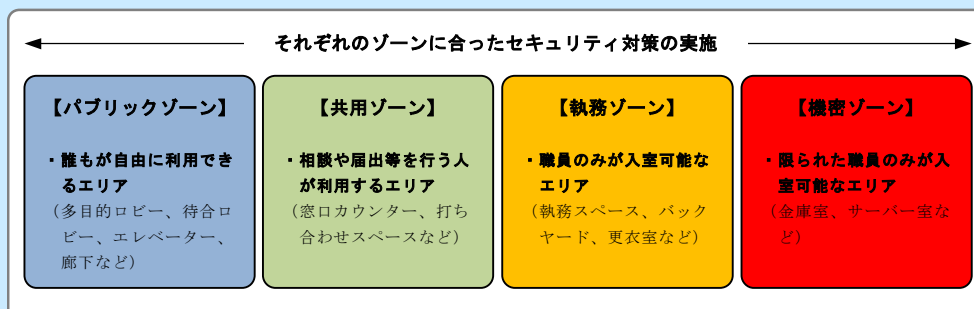
- 議会機能は、行政とより一体的に機能できるように、行政機能と同じ建物内に配置します。
- 議場は対面方式を採用し、格式を保ちつつもシンプルな構造とします。
- 傍聴席は、現在の席数の 2 倍程度（約 80 席）を確保します。
- 議会を訪れた市民の待合スペースのほか、議会情報の閲覧等が可能なスペース（市民ロビー）を新たに設置します。



議場（岩国市）

ウ 動線を考慮したセキュリティ対策

- 市民及び職員の動線計画に配慮しながら、庁舎内のゾーニングを明確化し、防犯カメラの設置、ICカードや生体認証システムの導入など、それぞれのゾーンに合ったセキュリティ対策を施します。



(4) 経済性に配慮した環境にやさしい庁舎

ア 日立市の気候や風土に適した環境共生機能の導入

- 新庁舎の建設にあたっては、エネルギーを創る「創エネ機能」や、消費エネルギーを抑える「省エネ機能」を効率的に組み合わせながら、日立市の気候や風土に適した、環境にやさしい構造・設備を導入します。
- 具体的には、温暖で比較的日照にも恵まれた気象条件を活かし、自然換気や自然採光を積極的に取り込む一方で、直射日光を遮るための庇や、LED照明、雨水利用設備、高性能ガラスの導入などを行います。
- 太陽光発電設備については、建物の形や向き、設置可能面積などを基に、コスト分析を行い、最適な規模の設備導入を行います。



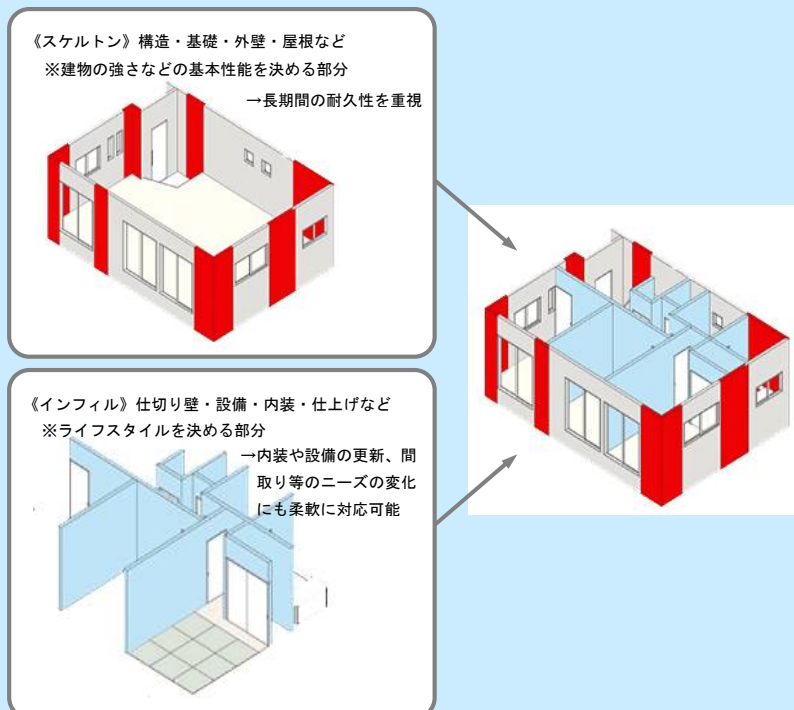
太陽光発電パネル（岩国市）



自然換気・採光のための換気塔（青森市）

イ 経済効率の高い庁舎

- 新庁舎には、将来の様々な要因（市民ニーズの変化や制度・組織の改正など）にも柔軟に対応できるように、「スケルトン・インフィル工法」などを採用することで、建物の長寿命化を図るとともに、設備機器等は、将来の最新技術を取り入れやすいものとし、ライフサイクルコストの縮減を図ることによって、経済効率の高い庁舎を目指します。



(5) 市民が集う交流機能等

ア 市民との協働を支える交流拠点機能の整備

- 庁舎は、子どもから高齢者、障害のある方など、様々な市民が訪れる場所であることから、多様な市民活動を支える拠点施設として、多目的スペースや市民ギャラリーなどの交流機能を整備します。
- 屋外には、イベント会場や憩いの場として利用でき、さらには災害時における避難場所としても活用できるような広場・公園等の整備を検討します。



イベントにも使用されるホール（町田市）



お花見公園と多目的広場（西尾市）

イ 来庁者が気軽に利用できる利便施設の設置

- 売店（コンビニ）や食堂（レストラン）等の市民利便施設については、誰もが気軽に利用できるように、接地階に配置するとともに、閉庁時の営業も可能とするため、内部からの動線のほか、外部から直接出入りができる動線を確保します。
- 国道6号に面したエントランス広場付近は、商業施設の誘致など、まちの活性化につながる活用方法についても検討します。



外から直接出入り可能なコンビニ（立川市）



レストラン（つくば市）

ウ 市政情報や観光情報を発信する「情報センター」の整備

- 庁内において分散管理されている市政情報を、一元的に管理し、市民に分かりやすく提供できるような、総合情報発信機能（情報センター）を整備します。
- 情報センターには、日立市の歴史や文化、特産品などを紹介するスペースを併設し、「日立らしさ」をアピールできる空間を創出することで、郷土に対する市民の愛着や文化の醸成等を図ります。



情報発信スペース（つくば市）

○フロア配置は、窓口部門を低層階に集約させながら、業務の関連性が高い部署を近接して配置し、さらに、災害時における対応のしやすさなどにも配慮しています。

階層区分	配置する部課所	配置する主な施設
高層階	⑦最上階 (6~8F) 議事事務局 監査委員事務局 生活環境部 (天気相談所)	議場・委員会室等の議会機能
	⑥高層階 総務部 (人事課、行政管理課、工事検査課) 財政部 (財政課、管財課、契約課) 上下水道部 (総務課、経理課、水道課、下水道課)	入札室、研修室等
中層階	⑤中上層階 都市建設部 (幹線道路整備促進課、都市政策課、公共交通政策課、都市整備課、道路建設課、用地課、道路管理課、建築指導課、営繕課、地籍調査課) 教育委員会 (総務課、学校施設課、学務課、生涯学習課、スポーツ振興課、指導課、教育研究所)	教育委員室、子ども発達相談センター
	④中下層階 秘書課 企画部 (企画調整課、政策調査課、情報政策課、広聴広報課) 総務部 (総務課、生活安全課) 産業経済部 (商工振興課、産業立地推進課、観光物産課、農林水産課) 農業委員会事務局	市長室、サーバー室、防災センター、市民相談室、行政放送スタジオ
低層階	③低層階 財政部 (市民税課、資産税課、納税課) 生活環境部 (市民活動課、環境政策課、環境衛生課) 保健福祉部 (社会福祉課、住宅課) 上下水道部 (料金課)	相談室、喫茶スペース
	②接地階 (1F) 総務部 (市民課) 保健福祉部 (子ども福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、国民健康保険課、介護保険課) 会計課	相談室、食堂、売店、金融機関、総合案内、情報センター、大会議室、キッズスペース・授乳室、医務室
地下階	①地下階 (B1F)	地下駐車場、防災備蓄倉庫、文書集配室、ゴミ集積所等、書庫

エスカレーター (低層階の移動用)

《 概算事業費 》

○近年の民間事務所・業務施設の建設工事費や、他の自治体における庁舎建設の事例等をもとに、建物本体工事費のほか、外構工事費や旧庁舎の解体工事費などを算定すると、新庁舎建設に係る概算の総事業費は、約 104.4 億円となります。

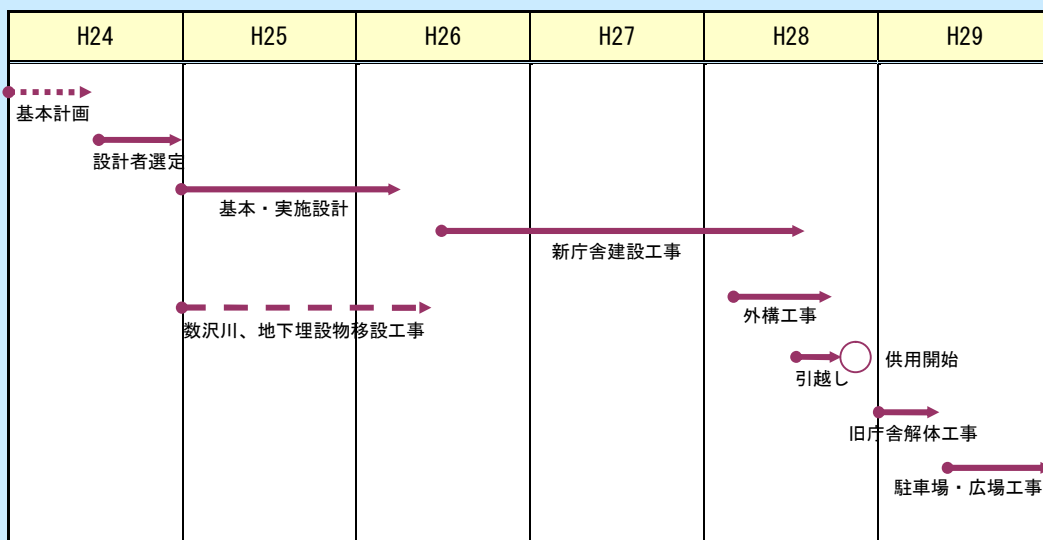
	数量	単価	概算事業費
①建物本体工事費	28,000 m ²	—	90.0 億円
うち地上階部分	24,000 m ²	34 万円/m ²	81.6 億円
うち地下階部分	4,000 m ²	21 万円/m ²	8.4 億円
②外構工事費	21,000 m ²	2.5 万円/m ²	5.3 億円
③旧庁舎解体工事費	10,000 m ²	2 万円/m ²	2.0 億円
④設計・工事監理費	—	—	3.9 億円
⑤備品費	12,000 m ²	2.5 万円/m ²	3.0 億円
⑥移転費	853 人	2 万円/人	0.2 億円
合 計			104.4 億円

(※河川改修工事、道路改良工事に係る費用及び消費税増税分は除く。)

《 事業スケジュール 》

○平成 24 年度中に設計者を選定後、基本・実施設計を約 16 箇月で行い、その後、新庁舎建設工事を約 2 年間で行うこととし、平成 28 年度中の供用開始を目指します。

○その後、旧庁舎の解体工事と駐車場・広場工事を行い、平成 29 年度末までには、全ての事業を終了するものとします。



日立新庁舎建設基本計画
(概要版)

平成 24 年 9 月

日 立 市

日 立 市 総 務 部 庁 舎 建 設 準 備 室
〒317-8601 日 立 市 助 川 町 1 丁 目 1 番 1 号
TEL.0294-22-3111